別表六(十二)付表の表中

他の通算法人の差引対象特別試験研究費の額の合計額 （別表十八の二「20の計」－別表六(十二)「３」）	他の通算法人の差引対象特別試験研究費の額の合計額 （別表十八(二)「22の計」－別表六(十四)「３」）
各通算法人の差引対象特別試験研究費の額の合計額 (1)＋(別表六(十二)「３」)	各通算法人の差引対象特別試験研究費の額の合計額 (1)＋(別表六(十四)「３」)
他の通算法人の税額控除割合が30％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 （別表十八の二「21の計」－別表六(十二)「４」）	他の通算法人の税額控除割合が30％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 （別表十八(二)「23の計」－別表六(十四)「４」）
各通算法人の税額控除割合が30％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 (3)＋(別表六(十二)「４」)	各通算法人の税額控除割合が30％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 (3)＋(別表六(十四)「４」)
他の通算法人の税額控除割合が25％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 （別表十八の二「22の計」－別表六(十二)「５」）	他の通算法人の税額控除割合が25％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 （別表十八(二)「24の計」－別表六(十四)「５」）
各通算法人の税額控除割合が25％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 (5)＋(別表六(十二)「５」)	各通算法人の税額控除割合が25％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 (5)＋(別表六(十四)「５」)

を

他の通算法人の調整前法人税額の合計 （別表十八の二「23の計」－別表六(十二)「７」）
各通算法人の調整前法人税額の合計 (8)＋（別表六（十二)「７」）
法人税額基準 $((9)+(\text{別表六(十二の二)「18」})) \times \frac{10}{100}$

に、

額
額
額

を

他の通算法人の調整前法人税額の合計額 （別表十八(二)「25の計」－別表六(十四)「７」）
各通算法人の調整前法人税額の合計額 (8)＋(別表六(十四)「７」)
法人税額基準額 $((9)+(\text{別表六(十五)「18」})) \times \frac{10}{100}$

に、

控除分配割合 (別表六(十二)「７」)÷(9)

を

控除分配割合 (別表六(十四)「７」)÷(9)

に改め、同

表の記載要領等第二号(1)中「「他の通算法人の差引対象特別試験研究費の額の合計額
（別表十八の二「20の計」－別表六(十二)「３」）　(1)」」を「「他の通算法人の差引対象特別試験研究費の額の合計額
（別表十八(二)「22の計」－別表六(十四)「３」）　(1)」」に、「別表六(十二)付表「１」」を「別表六(十四)付表「１」」に改め、同号(2)から(4)までを次のように改める。

(2)　「他の通算法人の税額控除割合が30％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額
（別表十八(二)「23の計」－別表六(十四)「４」）」　(3)　の欄には、確定申告書等に添付された別表六(十四)付表「３」の金額を記載すること。